

議案第 1 2 号

琴浦町放課後児童クラブ条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町放課後児童クラブ条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町放課後児童クラブ条例(平成25年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表第2(第9条関係)			別表第2(第9条関係)			
区分	単 位 期 間	利 用 料	区分	単 位 期 間	利 用 料	
月額利用料	1 月	2, 00 0 円	年間を通して 開所する児童 クラブ	月額利用料	1 月	2, 00 0 円
8月期加算料	1 月	2, 00 0 円		8月期加算料	1 月	2, 00 0 円
土曜日を利用する場合の加算料	1 月	50 0 円		土曜日を利用する場合の加算料	1 月	50 0 円
期間利用料	学 年 始 休 業 日	1, 50 0 円	長期休業期間のみ開所する児童クラブ	期間利用料	学 年 始 休 業 日	1, 50 0 円

	夏季休業日	6,000円			夏季休業日	6,000円
	冬季休業日	1,500円			冬季休業日	1,500円
	学年末休業日	1,500円			学年末休業日	1,500円
略			略			

第2条 琴浦町放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
船上放課後児童クラブ	琴浦町大字出上230番地1(赤碕文化センター)	船上放課後児童クラブ	琴浦町大字出上230番地1(赤碕文化センター)
		長期休業期間児童クラブ	琴浦町大字徳万266番地5(生涯学習センター)

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月8日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定にかかわらず、長期休業期間のみ開所する児童クラブに係る利用料については、なお従前の例による。